

四日市市告示第210号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、平成29年度予防接種（個別接種）の実施について次のとおり公告する。

平成29年4月1日

四日市市長 森 智 広

1. 目的

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定による予防接種を実施し、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2. 対象者

①四日市市に住民登録がある者で、各予防接種対象年齢にある者

②戸籍または住民票に記載のない児童においても、親権を行う者及び予防接種実施主体である四日市市に居住していることが明らかな場合であれば、当該者の同意を得た上で対象とする。（平成19年6月20日付け事務連絡「戸籍及び住民票に記載のない児童への定期の予防接種の実施取扱いについて」各都道府県衛生主管部（局）あて、厚生労働省健康局結核感染症課通知、参照）

※住民登録のある市町村で還付制度のある場合は、対象外とする。

②については、対象者は事前に市こども保健福祉課にて予診票発行の手続きが必要である。

3. 実施場所

四日市市が予防接種を委託する医療機関

医療機関は窓口に「四日市市予防接種委託医療機関」の標札を掲げること。

4. 接種料金（自己負担）

無 料

5. 実施期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日

6. 接種を受けることが適当でない者（予防接種不相当者）

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) BCG接種の対象者にあつては、外傷等によるケロイドが認められる者
- (6) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

7. 接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者、及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往のある者

- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (6) BCGについては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者
- (7) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

8. 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保

定期の予防接種の対象者であった者であって、定期の予防接種の対象者であった間に、

(1) の特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかつたと認められる者については、事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間（(2)に掲げる疾病については、それぞれ、(2)に掲げるまでの期間である場合に限る）、当該特定疾病の定期接種の対象者とする。

(1) 特別の事情

① 次の(A)から(C)までに掲げる疾病にかかったこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかつた場合に限る）

(A) 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病

(B) 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病

(C) (A)又は(B)の疾病に準ずると認められるもの

※ 注 予防接種実施の可否の判断は、あくまで予診を行う医師の診断の下、行われるべきものである。

② 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかつた場合に限る。）

③ 医学的知見に基づき①又は②に準ずると認められるもの

(2) 対象期間の特例

① ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風については、15歳（沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する場合に限る。）に達するまでの間

② 結核については、4歳に達するまでの間

③ HIB感染症については、10歳に達するまでの間

④ 小児用肺炎球菌については、6歳に達するまでの間

※特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第442号）により定められたMRⅢ期・Ⅳ期の対象であった者についても、本制度は該当します。

9. 対象年齢

1) ヒブ感染症

生後2か月以上5歳未満の者

2) 小児用肺炎球菌感染症

生後2か月以上5歳未満の者

3) 結核

生後1歳未満の者

4) B型肝炎

平成28年4月1日以後に生まれた、生後1歳に至るまでの間にある者

ただし、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染する恐れのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワ

クチンの投与を受けたことのある者については、定期接種の対象者から除く。

5) ポリオ

生後3か月以上7歳6か月未満の者（ただし、経口生ポリオワクチン接種を2回終了していない者、DPT-IPVワクチンを4回終了していない者）

6) 百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ

生後3か月以上7歳6か月未満の者

7) 麻しん・風しん

① 第1期・・・生後12～24か月未満の者

② 第2期・・・5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
（小学校就学前の1年間：4月1日～3月31日の期間）

8) 水痘

12か月以上36か月未満の者

※既に水痘に罹患したことがある者、当該予防接種を2回接種している者は接種対象外とする。

9) 日本脳炎

① 第1期：・標準接種対象者は、生後6か月以上7歳6か月未満の者

・平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者は、20歳未満の間で当該予防接種未接種者（平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の積極的勧奨が行われていない可能性がある者）

・平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者は、1期接種対象時期（7歳半未満）に1期3回を終了していない場合、2期の接種時期（9歳以上13歳未満）に1期不足回数分を接種できる。

② 第2期：・9歳以上13歳未満の者

・平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者は、9歳以上20歳未満の間で当該予防接種未接種者（平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の積極的勧奨が行われていない可能性がある者）

10) ジフテリア・破傷風（DT） 11歳以上13歳未満の者

11) ヒトパピローマウイルス感染症

小学校6年生（12歳相当）～高校1年生（16歳相当）の女子

※小学校6年生とは12歳となる日の属する年度、高校1年生とは16歳となる日が属する年度。留年又は外国の教育制度での学年は適用されない。